

裁判外における法による紛争の解決の促進について（概要）

裁判外紛争解決手続を選択する機会の拡充に寄与し、国民の権利利益の保護に資することを目的に、裁判外紛争解決手続について基本理念を定めるとともに、民間事業者が合意による紛争の解決の仲介を行う手続（いわゆる調停・あっせん）の業務に関し認証制度を設け、これを利用する紛争当事者の利便の向上を図る。

第1 基本理念等

1 基本理念

裁判外紛争解決手続に関し、法による紛争の解決の機能が十分に果たされることを旨として行われるべきこと等、その在り方についての基本理念を定める。

2 国等の責務

基本理念にのっとりた裁判外紛争解決手続の普及に寄与するための国、地方公共団体等の責務を定める。

第2 民間紛争解決手続の業務の認証制度

1 認証

(1) いわゆる調停・あっせんの業務を行う民間の紛争解決事業者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合するものであることにつき、法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた紛争解決事業者（認証紛争解決事業者）は報酬を受けてその業務を行うことができるものとする。

(2) 法務大臣は、認証に当たり、認証審査参与員（裁判外紛争解決手続について専門的知識・経験を有する者のうちから法務大臣が任命）から意見聴取を行う等所要の手続を経るものとする。

2 利用者への選択の目安の提供

認証紛争解決事業者は認証を受けている旨及び業務に関する一定の情報の提供を行うものとする等により、認証紛争解決業務の利用者の選択の利便に資するようにする。

なお、認証紛争解決事業者以外の者が認証を受けている旨の表示等を行うことを禁止する。

3 法律上の効果の付与

(1) 時効の中断

認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）の終了後1ヶ月以内に訴訟手続に移行する等一定の要件を満たす場合には、認証紛争解決手続における請求に遡って時効中断の効力が発生するものとする。

(2) 訴訟手続の中止

当事者間に認証紛争解決手続によってその紛争の解決を図る旨の合意があり、当事者の共同の申立てがある等の一定の要件を満たす場合には、受訴裁判所は、一定の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

(3) 調停の前置に関する特則

訴え提起前に裁判所の調停を経なければならない事件のうち一定のものについて、訴えの提起前に認証紛争解決手続を経ている等一定の要件を満たす場合には、原則として、調停の前置を要しないものとする。

4 認証の基準等

(1) 認証の基準

対象紛争の内容等に応じた適切な手続実施者（いわゆるあっせん人・調停人）を選任するための方法、弁護士でない者が手続実施者となる場合の弁護士の関与等の措置、役員・使用人等の構成又は他の業務の兼業により業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれが生ずることを防止するための措置等に関する業務実施方法を定めていること。

業務実施方法に従って手続を行うに必要な知識・能力、経理的基礎を有すること。

(2) 欠格事由

暴力団員等一定の事由に該当する者は認証を受けることができないものとする。

5 認証紛争解決事業者の義務

認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務の補助者等として使用してはならないものとする。また、利用申込み者に手続実施者の選任に関する事項等を説明するとともに、実施した手続に関し所要の事項を記載した書類を作成・保存しなければならないものとする。

6 報告等

(1) 認証紛争解決事業者は、事業年度ごとに、事業報告書等一定の書類を作成し、法務大臣に提出しなければならないものとする。

(2) 認証紛争解決業務の適正な運営を確保するため、法務大臣は、一定の要件の下で、認証紛争解決事業者に対して、報告の徴求・検査、業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告・命令、認証の取消しを行うものとする。

なお、法務大臣は、報告の徴求等に当たっては、利用者との信頼関係に基づいて成り立つものであること等民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならないものとする。